

記者発表資料
平成25年12月17日

所属	大垣市総務部課税課
担当	課長：寺嶋 (諸税G)主幹：伊藤誠、担当：高橋、市原
連絡先	81-4111 (内線) 342

大垣市被災証明書等交付要綱の制定について

近年、大垣市内において、「平成24年9月18日大雨による災害」や「平成25年9月4日記録的短時間大雨」などの異常気象による大規模な災害による被害が発生している。また、こうした大規模な災害以外にも、積雪による家屋の一部破損など、自然現象による小規模な被害が発生しており、こうした被害に対する被災証明書等の交付が求められる事案が多くなっている。

このため、市は、これまでの運用を見直し、被災証明書等の交付に係る運用基準として、「大垣市被災証明書等交付要綱」を定めた。

なお、こうした要綱を定め、「被災証明書」以外に小規模な被害にも対応する「被災届出証明書」を設けたことや、人的被害及び住家等被害以外の物件の被害についても証明書を交付することとしたことは、県内では初の取り組みである。

1. 要綱の主な内容

(1) 対象とする被害

大垣市の区域内で発生した災害（災害対策基本法第2条第1号に規定されている災害（火災を除く。））による被害とする。

＜災害対策基本法第2条第1号＞

一 災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
------	---

(2) 証明書の交付申請

証明書の交付を受けようとする者は、原則、被災後1か月以内に、「被災証明交付申請書」又は「被災届出証明交付申請書」により、市に申請するものとする。

(3) 証明書の交付

次の区分に応じて、証明書を交付する。

区 分		証明書の種類
①	災害による人的被害並びに住家及び非住家の被害について、実地調査などによる確実な証拠により、市がその事実を確認することができる場合	被災証明書
②	災害による人的被害並びに住家及び非住家の被害（①に該当する被害を除く。）について、被災者から市にその事実の届出があった場合	被災届出証明書 (新設)
③	災害による人的被害並びに住家及び非住家以外の物件の被害について、被災者から市にその事実の届出があった場合	被災届出証明書 (新設)

※ 災害に関する事項（死亡、行方不明、重傷、軽傷、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、浸水）を証明するもので、被害額については証明しない。

(4) 被害程度の認定基準

区 分		基準等
人的被害	死 亡	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1か月以上の治療要する見込みのもの
	軽 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1か月未満で治療できる見込みのもの
住家及び非住家の被害	全 壊	住家等の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家等の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの (1) 住家等の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家等の延床面積の70%以上に達した程度のもの (2) 住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	大規模半壊	住宅等が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅等に居住等が困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの (1) 損壊部分がその住家等の延床面積の50%以上70%未満のもの (2) 住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が40%以上50%未満のもの
	半 壊	住家等の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものとして次の各号のいずれかに該当するもの (1) 損壊部分がその住家等の延床面積の20%以上70%未満のもの (2) 住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が20%以上50%未満のもの
	一部破損	住家等の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものとして次の各号のいずれかに該当するもの (1) 損壊部分がその住家等の延床面積の20%未満のもの (2) 住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が20%未満のもの
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
	床下浸水	住家が床上浸水に至らない程度に浸水したもの
	浸 水	非住家が浸水したもの

(5) 交付手数料

「被災証明書」及び「被災届出証明書」の交付に係る手数料は、大垣市手数料徴収条例第2条第3項第5号の規定により、徴収しないものとする。

＜大垣市手数料徴収条例第2条第3項＞

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合は手数料を徴収しない。
(5) 前各号に掲げる場合以外の場合であって公益上その他の理由により手数料を徴収することが適当でないと市長が認める場合

2. 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成26年1月～	運用開始

大垣市被災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（火災を除く。）をいう。以下同じ。）による被害の証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付申請)

第2条 証明書の交付を受けようとする者は、被災後1月以内に被災証明交付申請書（第1号様式）又は被災届出証明交付申請書（第2号様式）に被害状況の写真及び位置図又は診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(証明書の交付)

第3条 市長は、被災者その他市長が適当と認める者から、前条の申請書が提出されたときは、審査の上、被災証明書（第3号様式）又は被災届出証明書（第2号様式）を交付するものとする。

2 市長は、同一の被災対象について、被災者から再度証明書の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して交付することができる。

3 市長は、災害時の混乱等によって被災証明書の交付ができないときは、仮被災証明書（第4号様式）を作成交付し、被災証明書の交付が可能になったときには、速やかに被災証明書と交換するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、証明書の様式についてその提出先において特に定めがあるときは、当該証明書を使用することができる。

(証明事項)

第4条 被災証明書及び被災届証明書は、それぞれ次に掲げる事項を証明するものとする。

(1) 被災証明書 災害による人的被害並びに住家及び非住家（以下「住家等」という。）の被害の程度。ただし、確実な証拠によりその事実を市が確認することができるものに限る。

(2) 被災届出証明書 災害による人的被害及び住家等の被害（前号に掲げるものを除く。）又は住家等以外の物件の被害について、市長に届け出た事実

2 前項の証明書においては、災害による被害額は証明しないものとする。

(被害程度の認定基準)

第5条 被害程度の認定基準は、別表のとおりとする。

(再調査の申請)

第6条 被災証明書の交付を受けた者が、当該被災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該被災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、被災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該被災証明書及び被害認定再調査申請書(第5号様式)を提出して行うものとする。

(手数料)

第7条 被災証明書及び被災届出証明書の交付に係る手数料は、大垣市手数料徴収条例(平成12年条例第2号)第2条第3項第5号の規定により徴収しないものとする。

(庶務)

第8条 証明書交付の庶務は、総務部課税課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

被害程度の認定基準

被害種類		認定基準
人的被害	死亡	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1か月以上の治療要する見込みのもの
	軽傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1か月未満で治療できる見込みのもの
住家等の被害	全壊	住家等の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家等の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの (1) 住家等の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家等の延床面積の70%以上に達した程度のもの (2) 住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	大規模半壊	住宅等が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅等に居住等が困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの (1) 損壊部分はその住家等の延床面積の50%以上70%未満のもの (2) 住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が40%以上50%未満のもの
	半壊	住家等の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものとして次の各号のいずれかに該当するもの (1) 損壊部分はその住家等の延床面積の20%以上70%未満のもの (2) 住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が20%以上50%未満のもの
	一部破損	住家等の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものとして次の各号のいずれかに該当するもの (1) 損壊部分はその住家等の延床面積の20%未満のもの (2) 住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が20%未満のもの
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
	床下浸水	住家が床上浸水に至らない程度に浸水したもの
	浸水	非住家が浸水したもの

※ 住家： 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非住家： 住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

第1号様式（第2条関係）

被災証明交付申請書

年 月 日	
大垣市長 様	
申請者（住所）	
（氏名）	
（被災者との関係）	
（TEL）	
被災証明書の交付を申請します。	
被災者氏名 （世帯主）	
被災日	年 月 日（ ）
被災場所	大垣市
被災対象	人（ ） 住家（自家・借家）・非住家 その他（ ）
被災原因	暴風・竜巻・豪雨・豪雪 洪水・崖崩れ・土石流・地震 その他（ ）
被災程度	死亡・行方不明・重傷・軽傷 全壊・大規模半壊・半壊・一部破損 床上浸水・床下浸水・浸水（非住家） その他（ ）
証明書必要部数	部
申請が遅れた理由	（※被災後1か月を超えた日以後に申請される方のみ記入をお願いします。）
備考	

被災届出証明交付申請書

大垣市長 様 申請者（住所） （氏名） （被災者との関係） （TEL）		年 月 日
次のとおり被災の届出をしますので、被災届出証明書の交付を申請します。		
被災者氏名 （世帯主）		
被災日	年 月 日（ ）	
被災場所	大垣市	
被災対象	人（ ） 住家（自家・借家）・非住家 その他（ ）	
被災原因	暴風・竜巻・豪雨・豪雪 洪水・崖崩れ・土石流・地震 その他（ ）	
被災程度	死亡・行方不明・重傷・軽傷 全壊・大規模半壊・半壊・一部破損 床上浸水・床下浸水・浸水（非住家） その他（ ）	
証明書必要部数	部	
申請が遅れた理由	（※被災後1か月を超えた日以後に申請される方のみ記入をお願いします。）	
第三者の意見	_____ _____ （住所） （氏名）	
備考		

被災届出証明書

上記のとおり、被災届出がなされたことを証明します。

年 月 日

大垣市長

印

※この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

被災証明書

（表面）

住所				
世帯の構成	氏名	続柄	生年月日	被害状況
災害名				
住家の被害状況		備考		

上記のとおり、被災したことを証明する。

年 月 日

大垣市長



※この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

(第3号様式 つづき)

(裏面)

月日	援護状況等	認印
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

- 1 救助用物資の受領に当たっては、本証明書の提示をしないと支給されません。
- 2 物質等を受領したときは、「援護状況等」の記載を確認して下さい。

(注) 「援護状況等」欄はできるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

被災家屋証明書

所有者住所	
所有者氏名	
物件所在地	
家屋番号	
建物用途	
災害名	
被害状況	備考

上記のとおり、被災したことを証明する。

年 月 日

大垣市長



※ この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

仮被災証明書

第 号

被災者住所

世帯主名

1 被災の種別

2 被害の状況

3 世帯員

人

内	大人	男	人	女	人
	小人	男	人	女	人
	乳児				人

4 その他

上記のとおり被災したことを証明する。

年 月 日

大垣市長



注意事項

- 1 この証明書は、年 月 日 時において本証明書と交換しますので、必ず持参してください。
- 2 この証明書では、救助用物資の支給その他救助は受けられませんので、必ず本証明書に交換してください。
- 3 この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

被害認定再調査申請書

		年 月 日	
大垣市長 様			
申請者	住所		
	氏名	⑩	電話番号 () —
再調査理由			
再調査理由となる被害程度			

交付済証明番号	被災証明書 第 号
被災場所	大垣市
被災対象	人 () 住家 (自家 ・ 借家) ・ 非住家 その他 ()
申請者と被災者及び被災住家等の関係	(被災者との関係) (被災住家等との関係) 居住者 ・ 非居住者であり、当該家屋の所有者又は管理者
被災日時 及び理由	年 月 日 (理由)
被害の程度	死亡 ・ 行方不明 ・ 重傷 ・ 軽傷 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ 浸水 (非住家) その他 ()

- ※ 1 太枠線内のみ記入してください。
2 この申請書を提出の際は、お持ちの全ての「被災証明書」又は「被災届出証明書」を添付してください。